

## 令和3年度第2回静岡市男女共同参画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年11月9日（火）午前9時30分～午前11時40分
- 2 開催方法 オンライン（Zoomミーティング）
- 3 出席者 <出席委員> 葦名委員、天野委員、岩瀬委員、川島委員、  
小長谷委員、齋田委員、坂巻委員、田中志保委員、  
田中卓也委員、藤田委員、松尾委員、松下委員、  
松永委員、松林委員  
<欠席委員> 岡本委員  
<事務局> 秋山市民局長、草分市民局次長  
鎌田男女共同参画課長、川口主査、杉山主任主事、  
阪東主任主事、中村主任主事

4 傍聴者 なし

### 5 会議内容

#### 【1 開会】

#### 【2 市民局長挨拶】

#### 【3 諮問】

- (1) 第4次静岡市男女共同参画行動計画
- (2) 第2次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画
- (3) 第2次静岡市女性活躍推進計画

#### 【4 議事】

##### (1) 報告

市民意識調査「男女共同参画に関する市民意識調査」  
女性労働実態調査「アンケート調査結果」（速報）

- (2) 第4次静岡市男女共同参画行動計画・第2次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画・第2次静岡市女性活躍推進計画について

- (3) 「（仮称）静岡市パートナーシップ宣誓制度」導入について

#### 【5 事務連絡】

#### 【6 閉会】

（会議録）

#### 【4 議事】

事務局

##### (1) 報告

市民意識調査「男女共同参画に関する市民意識調査」  
女性労働実態調査「アンケート調査結果」（速報）

坂巻会長

ここで委員のみなさまの御質問を受けたい。質疑応答の時間は10分程度とする。多くの委員に御発言をいただくため、おひとり1分を目途にお願いする。

- 田中志保委員 市民意識調査について、無作為抽出・郵送回答のため、回答者の属性が既婚者・正規職員・年収 400～700 万円という安定した状況の方の回答率が高い。私に関わるひとり親支援の団体で支援している方は、非正規雇用の方は 6～7 割、正規雇用は 3 割ほどであり、今回の調査結果と違うと言える。
- 今後行う調査の際は、非正規の方の意見を汲み取れるよう、また、男女共同参画における性別役割分担を意識して離婚されている方の意見が反映されるよう検討していただきたい。
- 事務局 無作為調査のため、このような結果となっているが次回の調査時にはご意見を反映できるように検討したい。
- 坂巻会長 回答者の属性がわかるような記載もいただきたい。
- 松尾副会長 田中志保委員のご意見にあったように、郵送形式での調査のため回答結果が振るわないのではないかと、インターネット形式等の回答範囲を広げるような方法を検討していただきたい。
- 事務局 次回の調査時には検討したい。
- 齋田委員 労働実態調査について、質問の項目はどのようにして列挙されているのかが知りたい。
- 事務局 質問の選択肢については、平成 30 年度の前回調査より経年変化を追いたいため、主に前回同様の選択肢を設けている。また、時代にそぐわないものや、明らかに変更する必要がある選択肢については変更をしている。
- 齋田委員 見直しをしつつ、経過を見るために継続している項目もあるということですね。質問の内容によって、回答が引っ張られてしまうこともあるため、質問させていただいた。
- 坂巻会長 事務局へのお願いであるが、資料 1 アンケートの 17, 18, 23 ページの「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度を性別ごと年代ごとでまとめたデータについて、可能であれば、各年代の各性別の集計結果をいただきたい。働いている男性の方が、もちろん女性の方もだが、どのような意識でいるのかは、企業に対してアプローチしていく際に重要になってくると思われる。
- 事務局 集計結果については、データ自体は存在すると思うのでクロス集計のかけ方を変えて報告できるか検討させていただきたい。
- 藤田委員 「コロナ以前と比べての変化」について（市民意識調査で）聞いているが、コロナ禍での DV の厳しさや難しさ等意見が少数でもあったら今後の対策になると思うので、教えていただきたい。
- 事務局 考察について現在進めているところであり、コロナ禍の生活の変化についてもポイントとなるため盛り込んでいく予定である。
- 事務局 (2) 第 4 次静岡市男女共同参画行動計画・第 2 次静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画・第 2 次静岡市女性活躍推進計画について
- 葦名委員 実務法律家という立場からコメントをしたい。全体的に理想として掲げているものの内容については、よいと思う。問題は、理想が個々の具体的な場面で実現しなかったときに、どういう支援があり得るのか、どこに相談に行けばよいのかというところが、ちょっと全体的に弱いと率直に感じている。
- 法律に定められた、条例で定められた権利というものが実現されなかった時にどう対応するのかというところが一番大事で、計画を見ると DV に関しては

明確に身近で相談できる体制の整理が項目として挙げられているので心身に対する侵襲・侵害があるため、強化すべきところが衆目の一致するところなのでこのように盛り込まれていると思う。

しかし、このような心身に対する暴力のようなものだけでなく、計画に挙げられているような始めはセクハラ・パワハラ等の色々な中での違和感、職場における違和感、そういうものが段々発達していく中で最終的に深刻な事態に至るとというのがほとんどである。

我々のような実務法律家は、本当に最終場面でどうするかというような場面で出てくることが多く、もっと早く相談に来てもらえればもっと早く手を打てたのと思う場面が非常に多い。そういった意味で、せっかく高い理想を掲げるのであれば、困った時にどこに相談に行けばよいのかということも含めて追加していく必要があるのではないかと思います。

事務局

我々も実際に相談を受ける場面で、どの相談窓口以案内すべきか悩むことが多々ある。ぜひ計画改定にあたって意見も盛り込みながら進めていきたい。

松林委員

資料3-2「男女間のあらゆる暴力の根絶」のところで、指標13の『夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合』は、なぜ100%ではないのだろうかと思いは思ったのだが、おそらく100%にはならないだろうだろうと思いなおした。

なぜなら、DV加害者というのは「お前が悪いから蹴ったのだ」とか「お前にこういうところがあったから指導するために敢えて強くやったのだ」という風にマインドコントロールをしてくる。被害者も「自分が悪いからこうされたのだ」とマインドコントロールされるから、それを暴力と思わなかったり、DVと思わなかったりするからである。

資料3-1-2「第3次静岡市男女共同参画行動計画 体系図」に、「8年後の目指す姿」として「ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか」とあるが、「ベストバランス」という表現がどうも引っかかっている。「ベストバランス」というのは永遠の目標であり、「ベストバランス」というイメージがはっきりとしない。例えば、「ジェンダー平等」といった表現や目標の方が分かりやすいと思う。

資料3-1-3「男女間のあらゆる暴力の根絶」とあるが、暴力を根絶する訳だから、加害者の更生ということもこれから盛り込まれてもよいと思う。被害者への支援・配慮はもちろん緊急のこととして大事で、欠かせないことだとは思いますが、DV加害者、暴力加害者への更生のための支援、暴力加害者が今後暴力を克服するための更生のための支援も、向こう8年間の計画では必要になってくると思う。加害者が暴力を克服できるような支援体制も今後必要となってくると思うが、そこが明記されていないのが気になる。

事務局

専門的な見地から加害者更生への意見をいただき感謝している。今後検討していきたい。

坂巻会長

松林委員の発言にあった、計画体系図にある「8年後の目指す姿」について、第4次の計画の策定において標語を作り変えることは差し支えないという理解でよいか。

- 事務局 標語の部分については、第3次の計画を立てたときに作ったものなので作り変えることに差支えありません。
- 田中卓也委員 資料3-2の改訂版について、基本目標3が青に着色されているのはどのような意味か。私は、男女共同参画の審議会にいくつか所属しており、「女性の・・・」という書き方はよく見るが、「男性にとっての男女共同参画の推進」という目標は、静岡市が初めてだったので非常に興味を持った。
- 指標3が79%で17%近く上昇している。他の項目は、微減・増であるのに対し、17%も上昇している。よいことだとは思いますが、この項目だけ上昇している理由が何か把握していれば教えていただきたい。
- 基本目標4「女性の参画拡大と女性活躍の推進」の指標5「女性委員の割合」がほんの少しだが下がっている。静岡市だけではなく他の自治体でも下がっており、自治体に回答を求めると「努力している」と返ってくる人が多いので、静岡市ではどういった努力をしているのかも併せて聞きたい。
- 一方で、基本目標5の自治会・町内会の三役の女性役員の割合は増えている。市の審議会の女性の委員は減っているのに、自治会・町内会の役員は増えている。両方増えるのが理想だと思う。
- 事務局 資料3-2の各指標の色分けについて、青色部分は目標に達していないものではあるが、限りなく目標に近づいており、単純に目標達成していない他の項目と区別するために、改訂版で色を変更した。
- 基本目標4の指標5の、市の審議会の女性委員の割合については、なぜ増えないか個別にヒアリング等の努力をしているが、結果的に数字としては表れていない。引き続き積極的なヒアリングを行うとともに、別視点からの取組も今後検討していく必要があると考えている。
- 基本目標3の指標3については、割合がかなり上昇している理由として静岡市としての取組が功を奏していると信じたい。また、社会全体の考え方が変化していることも理由として考えられる。市だけでなく、県や国全体で男女共同参画は、女性だけでなく男性の意識改革が非常に重要なのだという考え方に変化してきていることが大きな要因だと考えている。
- 田中志保委員 資料3-1-1の計画の位置づけについて、男女共同参画課が関わっている部分について書かれていると理解している。今やDVには、面前DVや、父親からの子どもへのDVも含まれているし、イギリスでは今はDVとは呼ばず、DA（ドメスティックアビューズ）と呼ぶようになってきている。
- 全国のDV被害者の支援の方と話していると、DAの考え方をすでに取り入れている。次期計画には、配偶者からの暴力のほか、児童虐待についても加えてまとめていくのはどうか。
- 坂巻会長 田中（志）委員は、3計画を別々に策定するのではなくまとめて策定するという事務局案に対してはどうお考えか。
- 田中志保委員 女性活躍推進計画については、他の2計画とまとめていくのにそぐわないような気もしている。
- 坂巻会長 女性活躍推進計画とその他の計画の2つにまとめていくという御意見か。
- 田中志保委員 児童虐待防止法に関連する静岡市の条例があれば、子ども未来局の作っている計画類と融合させるなど、男女共同参画を中心として、他とまとめていったらどうかという提案です。

- 事務局 静岡市DV防止基本計画策定の元となっている法律は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」であることから、対象者が絞られている。田中（志）委員のお話のとおり、DVというのは配偶者間だけでなくもう少し広い部分で取り沙汰されるべきものであることは認識しているが、次期計画に反映していけるかについては、検討としたい。
- 坂巻会長 3計画は対象が非常に広範囲である。第4次計画にどこまで含めるかは検討が必要となろう。根拠法令の射程と必要性の両面から考えていく必要があるかと思う。
- 松永委員 資料3-1-2 基本目標9「男女間のあらゆる暴力の根絶」では、「(2)身近で相談できる体制の整備」を挙げており、DV相談窓口の周知度等につながっていると期待している。周知度を上げることも大切だが、周知度が上がることで、被害者や加害者が支援を受けられることとは一致しないため、窓口の周知に加えて、相談しやすい環境の整備や、当事者の声を届ける制度が身近になれば、もっと支援体制や支援の幅が広がるのではないかと思う。次期計画は8年あるということなので、そういった部分も考えていただきたい。
- 事務局 悩みがあっても、相談しようとする行動することにハードルを感じる人はたくさんいると思う。現行の相談方法自体を拡充したり、相談につなげるための支援をしたりといった部分で、新たに市としてもフォローできたらと考える。
- 坂巻会長 田中（志）委員や松永委員から御指摘があったように、DVに限らず、貧困の問題であれ何であれ、どのようにして実際に相談してもらうかは、今後の計画の中でも重点的にフォローしていくべきポイントだと思われる。
- 藤田委員 3つの計画を一つにまとめることについては、賛成する。  
法律上ではDVは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に含まれているが、DVと虐待は連動、オーバーラップしているのは海外でも既存の事実で、様々な取り組みがある。また、内閣府が推し進めている「切れ目ない支援」という切り口では、多少刑法というのが変更になっているが、虐待を取りこぼさないためには、DVの切り口からも関わっていかないと考えている。法律が別々で難しい課題なのは事実だが、それを政策で解決したい場合に、多職種連携で支援を強化していくという手もある。現行の男女共同参画行動計画でも子育てや、教育関係の部署が関わっていると思うが、連携して解決に向かっていくという点で、田中（志）委員の意見に賛成している。  
今後強化していきたい点としては、DVと虐待の取組を共同してやっていくということ、また、若年のデートDVの防止については起きてからでは解決に時間を要するので、現計画の中間見直しでも力を入れた部分だが、デートDVや予防教育の強化も引き続き必要と考える。
- 松尾副会長 「男女間のあらゆる暴力の根絶」について、同性間パートナーの暴力についてもかなり問題になってきている。「男女間」という言い方について、例えば、パートナー間や「男女間」と入れるにしても同性同士の関係も含まれるということが分かるような表現方法にして欲しい。あと一点、藤田委員と重なるが、若年層への教育・啓発の視点がまだ弱いと感じるため、全体的に強めていくことも考えてほしい。
- 事務局 デートDV等、若年層へのDV防止については、平成30年度の見直し時にも拡充すべきとして取りざたされている。また、藤田委員より多職種連携の話

があったが、男女共同参画課だけでなく、子育て支援や教育関係についても連携していくことが大切だと考える。

坂巻会長

3計画をまとめることに賛成である。各計画の取り組む問題は連動しており、まとめた方が運用しやすいように思われる。

虐待とDVの連鎖については、資料3-1-2「第3次静岡市男女共同参画行動計画体系図」の「基本目標」8の「生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」の「施策の方向性」を発展させる形で、虐待についても本計画で取り込んでいければ、暴力の根絶と子どもの支援を結び付けていけるのではないかと。

次期の計画においては、基本目標3「男性にとっての男女共同参画の推進」と6「労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進」が非常に重要になってくると思う。今回のアンケート調査を見ても、「男性にとっての男女共同参画の推進」は非常に重要になってきていると思うが、それには6の「労働の場」の改善が不可欠である。いずれも重点としてほしい。

それとの関係で、第3次計画では基本目標を1～3、4～6、7～10に分けているが、基本目標3は5、6、7の基本目標と密接に関わっているので、現計画の基本目標を第4次でも活かしていくならば、3、5、6、7をまとめた方が計画として分かりやすいものになるのではないかと印象を持った。

国の計画を見ると、現在の市の計画よりも進んでいることが読みとれる。例えば、市の計画の基本目標10の「生涯を通じた男女の健康支援」に対応する国の計画は、参考資料1の17ページになると思われるが、国の計画では既に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という文言が取り込まれている。これはDVの防止や男女共同参画の前提であり、この考え方を静岡市の計画にも取り込んでいけたらと考える。

加えて、国の計画と市の計画の相違として指摘できるのは、静岡市の計画では「男女間のあらゆる暴力の根絶」と掲げているのに対し、国では「女性に対するあらゆる暴力の根絶」となっている点である。また、静岡県計画では「ジェンダーに基づく暴力の根絶」という書きぶりになっている。同性同士のパートナー間での暴力の問題や、女性から男性に対するDVの問題等も重要である。ただ、ここ数年の統計でも、今なお女性に対する暴力の方が高い割合を占めている。女性が社会構造・経済構造の中で弱い立場に置かれがちであることも否定しがたい。国の計画は、その点が薄まらないようにという問題意識で、「女性に対する」という文言になっているのではないかと推察される。「基本目標」に何を置くのかについてはこの点を踏まえた検討が必要と思われる。

### (3)「(仮称)静岡市パートナーシップ宣誓制度」導入について

天野委員

性のあり方に関わらずという趣旨から、事実婚、ファミリーシップを含むことに賛同する。ファミリーシップを入れるデメリットはあるか。

事務局

現時点で感じるところとして、デメリットはないと思われる。むしろ入れることにより、パートナーと子どもとの一体感を証明できるという点で、メリットが大きいと思われる。

- 坂巻会長 先ほどの事務局の方からの説明のなかで、子どもの送迎といった例があったが、パートナーの一方が病院に入院した時等にどうするのかといった時に、子も含めた証明であれば子どもも関わる事ができるのではという感想を持った。
- 岩瀬委員 ファミリーを含めることに賛成する。パートナーシップを解消する時に悪用されないように対策をとっておくことが必要ではないか。  
裏返して、行政サービスで優遇されることも当然あると思われるので、一方で周知をしっかりとしていく必要がある。半面、先ほども言ったが、悪用される可能性もあるので、行政もこういった制度を参考にしながら対応すべきである。
- 坂巻会長 パートナーシップ制度の悪用の事例や、悪用を防ぐために他の自治体が行っている対策について情報があれば、提供してほしい。
- 事務局 パートナーシップ制度の悪用された事例については、まだ情報がないため、これから調査研究していきたい。
- 松永委員 このパートナーシップ制度は、静岡県男女共同参画行動計画に入ってくるのか、趣旨を比べたところ、非常に似てくるので入れていってもよいのではないか。「自分らしく可能性に挑戦し、自らの意思によって、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」という趣旨ともあっていると思うし、案①の属性を問わないカップルである事実婚のカップルを入れることに賛成する。  
ファミリーシップについても、親権がわからない子どもがいることが社会問題となっている。ファミリーシップを導入し、選択肢を増やしたらよいと考える。
- 坂巻会長 パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度ともに、静岡市が、これまでそしてこれからも目指していく男女共同参画の理念に非常に即したものだと思う。子どもや事実婚の方も含め、様々な方が利用できるものになれば、静岡市の男女共同参画の理念をより表すものになるだろう。私もファミリーシップも含めた制度設計に賛成である。
- 松尾副会長 先ほど、天野委員より出ていたファミリーシップ制度のデメリットについて。  
パートナーシップ制度を運用していく中で、子どもの送迎や病院の付き添いなどで不具合が生じてきていたことがあり、ファミリーシップ制度ができた経緯がある。  
兵庫県明石市が第1号であるが、それ以降、パートナーシップを導入する自治体はファミリーシップの考え方を含めるところが増えている。今のところ、デメリットというより、良さを生かして導入していく流れである。  
デメリットとしては、子どもが入りたくないのに、入っていることもあるため、成年以降に自分で判断し、抜けることができる選択肢があれば、ぜひファミリーシップ制度を入れていただきたい。
- 坂巻会長 非常に有用な情報提供をありがとうございます。  
松尾副会長に御質問だが、事務局の提案では子の要件について、「・当該パートナーの子で、以下の要件を全て満たすもの・未成年であること・一方または双方と生計を同一としていること」とあり、成年を含めるかどうかについては、

検討事項であるとしている。松尾委員としては、「未成年であること」という要件はどう評価するか。

松尾副会長 個人的には、「未成年であること」の要件でよいと考えるが、何か不具合があるかもしれないので、色々な聞き取りやヒアリングの上で決定した方がよい。デメリットがないよう検討し、決定した方がよい。

坂巻会長 「未成年であること」を要件としたことについて、理由等があれば事務局より説明を聞きたい。

事務局 「未成年であること」の要件については、第1回の庁内会議で議論になり、まだ検討中の段階である。

坂巻会長 先ほど松尾委員からあったように、子ども自らの意思で、一定の年齢になったら抜けることができる権利は非常に重要だと考える。それを備えた上で、どの年齢までとするのか、成年も含めるのかは、私自身もメリットデメリットがよく分からないため、調査検討し、次回に報告して欲しい。

松下委員 質問だが、いつになるかわからないが、選択制夫婦別姓の法整備が進んだら事実婚は抜けていくということか。

事務局 法に基づく制度ではないので、カップルの意思により返還いただければよい。

葦名委員 法律に基づく制度でないことを理解している。一方で、同性カップルにしても事実婚など異性カップルにしても一緒に暮らすことで、紛争が生じることが十分あり得る。

特に、解消の際に、お互いに築いた財産をどうするか、慰謝料をどうするかどうしても出てきてしまう。その時に、既存の制度としては内縁関係の解消の調停など、いくつか裁判所で使える制度があるが。パートナーシップ制度を宣誓した後、その関係性がうまくいかなかった場合に、どういふサポート制度があるのか、事実婚の方が関係解消時に保護されているような利益と同じような紛争解決手段が使えるのか、そこは避けて通れないのではないかと。

法律に基づく制度ではないとしても、紛争が生じた場合にどういふ解決手段があるのか合わせて考えていかないといけない。厳密にすべて決めてからでないで動き出せないというのではなく、走りながら考えていくことでもよいかもしれないが、複雑な法的問題に発展していく可能性があることは指摘しておきたい。

坂巻会長 現段階の制度として、また今後の見通しとして、制度の中に取り込んでおいた方がよいことと、制度内に取り込んでおく必要はないが、その後の実際の運用を考えると、押さえておいた方がよいことがあると思う。制度の中で取り込んでおいた方がよいことについてはとくに、意見用紙でお示しいただきたい。

藤田委員 パートナーシップ制度を導入する理由は、「性のあり方に関わらずから」以降の部分と考えられるため、「性の多様性に関する理解を促進し」は二次的な結果となる印象を受けるため、なくてもよいのではないかと考えた。

LGBTQカップルだけでなく、事実婚も入れることに賛成である。いろいろな生き方があるということは、性のみならず、多様性という観点から、その人らしく生きることを支えたいという静岡市の趣旨に合っていくのではないかと考える。

子の要件に関しては、皆と同じく、ファミリーシップの考えに賛成である。



当人同士のみならず、家族という規定がないと入りたくても入れない。病院において、面会、告知といった問題などが出てくると思われる。ファミリーシップということで家族を含めることはよい考えかと思う。

葦名委員などの意見のように、パートナーを解消するところが気になっている。参考資料にある千葉市のように、「宣誓の要件に該当しないことが判明した際にパートナーシップは無効にする」という規定を静岡市も入れておきたい。

川島委員

福祉の領域から、多様性を認めていただきたいと考える。

葦名委員が言うように、法律によるものではないことが難しいところである。宣誓したはよいが、結果的に紛争に至らないような制度設計ができるとうい。宣誓する際に理解していただけておくことも大事だろう。

坂巻会長

本市で利用できる行政サービスについて検討しているとのことだが、福祉の立場から配慮の必要なことなどお気づきの点があれば伺いたい。

川島委員

色々な方がいる中、法律が追い付いていない。権利を認められる社会や制度になることを望む。

坂巻会長

法律の裏付けがないと難しい対応が多いだろう。その中で行政としての対応ができるところを検討していただきたい。実際に役立つ制度にしていだきたい。

小長谷委員

葦名委員がおっしゃったとおり、法律に係ることが学校の現場においていろいろな縛りがある中で学校運営をしている。

学校全体として、児童生徒の多様性を認めることについて、あらゆる部分で考え直している。親権や、保護者からの学校への問い合わせなど、用心深く、悪質なケースに巻き込まれないよう電話対応などを考えているところである。制度の方向性については、このような時代になってきたと認識している。学校の現場においては、いろいろなことを想定し考えていかなければいけない。

坂巻会長

多様な家族関係がある中で、パートナーシップの証明書があることで、保護者と連絡がとりやすくなるのか、学校として動きやすくなるのかといったことは想定できるか。

小長谷委員

有効になる場面とそうでない場面とケースバイケースなので、学校としては、慎重に考えていくことが重要である。

田中志保委員

パートナーシップ宣誓制度について大賛成である。皆さんと考えは同じである。

いろいろな状況の中で、制度を使いたいのに使えない人が出てきてしまったとき、例えば、お互いが違う人と法律婚をしているが調停が終わらないが使いたい人などが出てきたとき、困る人が出ないでほしい。

坂巻会長

戸籍上、未婚であるということが前提となつての運用が望ましいという御意見か、より本人同士の意思に則した運用が望ましいという御意見か。

田中志保委員

判断がつかないが、色々なケースが考えられるので、この制度を使うことで細かい運用が必要な場面が考えられる。この制度が何かの布石になるために作っている制度ではないかと考えており、LGBTQのカップルが、法律婚ができるようにするための一時的な制度であると位置づけるとか、全体的な布石を何にするのか静岡市として考えておいた方が将来的に良いと思う。

坂巻会長

戸籍については、静岡市としては戸籍抄本を提出書類と求めていることから、法律婚にない人を前提となつた制度であると理解している。

本制度を法律婚までの一時的な制度であると位置づけるかどうかについては、制度の設計や運用の問題でもあるが、法律婚が達成されたからといって必ずしも意味を持たなくなるような制度ではないのではないかと考えている。法律婚を選ぶかどうかは、あくまでも個人の選択である。同性婚や別姓婚が法律上できるようになったとしても、何らかの事情により法律婚でない関係性を選ぶ方もいるであろう。この制度はそれらの制度の布石であるとともに多様な生き方を支援し実現する制度であって、継続的に残っていく可能性があるのではないか。

本制度についてお気づきの点があれば、些細と思われることでも意見用紙を御提出いただくよう、委員のみなさまにお願いしたい。

また、第4次計画についても、本日の議論を踏まえて、国や県の資料を読み返し、市の計画と比べてみると、新たな発見があるかもしれない。お気づきの点があれば、行動計画の意見用紙に御意見を寄せていただきたい。

一年間という長くはない時間だが、よりよい計画の策定に資する答申を出せるよう尽力していく。引き続きよろしくお願いしたい。